

第19回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	計
件 数	1	1	2

(2) 議案の名称

< 予算 >

議案第47号 令和5年度尼崎市一般会計補正予算（第11号） … 3

< 条例 >

議案第48号 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について … 7

<令和6年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第47号	所 管	各事業所管課
件 名	令和5年度尼崎市一般会計補正予算(第11号)				
内 容					
1	補正予算の内容 国の令和5年度補正予算による補助金を活用し、市立小・中学校の生活環境の改善を図るため、各種施設整備事業の一部を令和6年度当初予算から前倒して実施することに伴い補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	231,295,553	1,669,993	232,965,546		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	521,093	教育費	1,669,993	
	市債	1,148,900			
	合 計	1,669,993	合 計	1,669,993	
4	繰越明許費 追加 (単位：千円)				
	款	項	事 業 名	金 額	
	教育費	小学校費	小学校特別支援学級教室整備事業	14,037	
	教育費	小学校費	小学校施設整備事業	811,041	
	教育費	中学校費	中学校施設整備事業	844,915	

5 市債
変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
学校施設整備事業費	限度額	365,700	限度額	1,402,500

補正予算の内容

(1) 小・中学校施設整備事業費	1,655,956 千円
市立小・中学校の生活環境の改善を図るため、各種の整備を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明への改修（小学校14校、中学校9校） ・トイレの洋式化（小学校2校、中学校3校） ・外壁改修（小学校1校、中学校1校）等 	
(2) 小学校特別支援学級教室整備事業費	14,037 千円
市立小学校の普通教室を特別支援学級教室に整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・クッションフロア張替、児童用ロッカー設置等（小学校1校） 	

費目別事業概要

教育費	1,669,993 千円
<p>小学校特別支援学級教室整備事業費</p> <p>市立小学校の普通教室を特別支援学級教室に整備する。</p>	14,037 千円
<p>小学校施設整備事業費</p> <p>市立小学校の生活環境の改善を図るため、各種の整備を実施する。</p>	811,041 千円
<p>中学校施設整備事業費</p> <p>市立中学校の生活環境の改善を図るため、各種の整備を実施する。</p>	844,915 千円

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第48号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>特殊勤務手当の一つである災害応急作業手当（日額：1,000円）について、現行は、暴風雨等が発生した場合に降雨時に専ら屋外で行われる警報伝達、被害状況調査等の業務にあたることをその支給要件としているところ、令和6年能登半島地震を受けた総務省からの通知を踏まえ、避難所運営の業務や罹災証明にかかる家屋調査等についても当該手当の支給対象とする等の国に準じた見直しを図るため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 手当名の変更 手当名を「災害応急対策業務手当」に変更する。</p> <p>(2) 支給要件の見直し 手当の支給要件を「重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において実施される災害応急対策に係る業務で、市規則で定めるもの」に改める。</p> <p>(3) 手当額の加算 支給対象業務のうち著しく危険である場合等について、1,000円を超えない範囲内の額を加算できるようにする。</p> <p>3 施行期日 公布の日 なお、令和6年1月1日から適用する。</p>					

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例

改正後				現 行			
別表				別表			
8 災害 応急対 策業務 手当	重大な災害が 発生し、又は 発生するおそ れがある場合 において実施 される災害応 急対策に係る 業務で、市規 則で定めるも の	日	1,000円 (中欄に掲げ る業務(市規 則で定める業 務に限る。) のうち著しく 危険であると 市長が認める 業務に従事し た場合その他 の市規則で定 める場合に あつては、市規 則で定める区 分に応じ、 1,000円 を超えない範 囲内において 市規則で定め る額を加算し た額)	8 災害 応急作 業手当	暴風雨、豪雨 等により災害 が発生し、又 は発生するお れがある場合 において、 防災指令又は 水防指令が発 令されたとき に、防災作業 又は水防作業 として降雨時 に専ら屋外で 行われる警報 伝達、被害状 況調査等の業 務	日	1,000円